

意見書案提出書

後期高齢者医療保険料率改定にあたりきめ細かな協議を求める

意見書

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和8年3月16日

提出者 加藤 雄太

賛成者 立身万千子

菅原 惠悦

青山 豊

宮川 拓也

井上 忠征

石岡恵美子

横手市議会議長 菅原 正志 様

理 由

後期高齢者医療保険料率改定にあたり、今後は、市町村ときめ細かな協議を重ねた上で進めていただくことを求めるものである。

議会案第4号

後期高齢者医療保険料率改定にあたりきめ細かな協議を求める意見書

先般、令和8年秋田県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会において、令和8年度・9年度の保険料率を改定する議案が賛成多数で可決された。

その改定内容は、令和8年度から徴収が開始される子ども・子育て支援納付金分と合わせると、均等割額では12,086円、所得割率では0.96ポイント増加するものであり、物価高騰が続く現在において、被保険者にとっては大きな負担増となるだけでなく、高齢者医療の将来に不安を感じさせるものであった。

このたびの改定は、広域連合設立以来の上げ幅であるにも関わらず、市町村に対しては、事前説明や判断材料となる詳細な積算根拠資料等の提供がなく、運営検討委員会も結論ありきで、市町村の意見が十分に反映されない状況で進められたことは誠に遺憾であり、早急に改善すべきである。

今後は、運営検討委員会開催時期の見直しや課題について市町村と早めに情報を共有するなど、慎重かつ丁寧な協議を重ねられた上で進めていただきたい。そして、広域連合と市町村が健全で安定的な財政運営と課題解決に向けて理解と協力を深めながら、本県の後期高齢者医療制度が円滑に推進されることを切に願う。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月16日

横手市議会議長 菅原 正志

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼谷 純 様